

# 人身取引に対する刑事的対応

平 井 佐和子

- 1 はじめに
- 2 2020年米国務省人身取引報告書の概要
- 3 日本の人身取引対策
- 4 人身取引に対する刑法の適用
- 5 おわりに

## 1 はじめに

国連による国際組織犯罪防止条約を補足する「人（特に女性及び子ども）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下パレルモ議定書）の採択にあわせ、米国は、2000年に人身取引被害者保護法（The Trafficking Victims Protection Act, 以下 TVPA 法）を制定し、2001年より「人身取引報告書」（Trafficking in Persons Report, 以下 TIP 報告書）を毎年発表し、世界各国の取り組みについての評価をおこなってきた。日本は、その人権侵害の深刻さに比して政府の対応が十分ではないと批判されており、特に2004年 TIP 報告書で「監視対象国」（Tier2 Watch List）にランクされた<sup>1</sup>ことで、人身取引に対する認識をあらため、さらなる取り組みの強化を求められることとなった。

---

1 Tier2 Watch List の基準は2004年から導入された。2008年のTVPA法改正により、2年連続で監視対象国になり、改善が見られなければ、原則として最低ランク（Tier3）に自動的に格下げとなる。最低ランクに位置づけられると、人道目的以外の援助停止など制限が加えられる可能性がある。

そうして、2004年12月16日に「人身取引対策基本計画」を策定し、2005年6月8日にパレルモ議定書を国会で承認<sup>2</sup>、6月22日には刑法を改正(同年7月施行)し、人身売買罪(刑法226条の2)及び生命身体加害目的の略取・誘拐罪(同225条)を新設、2005年には人身取引関連で83人を検挙、117名を保護するなど、矢継ぎ早の対策をとった。

こうした努力の結果、翌年のTIP報告書では「監視対象国」を抜け出したものの、評価はこれまで「人身取引を根絶するための最低基準を満たす努力をしていない」(Tier2)とされてきた。2009年には「人身取引対策行動計画2009」を、2014年には「人身取引対策行動計画2014」を策定し、ようやく2018年と2019年のTIP報告書において、「人身取引を根絶するための最低基準を満たす努力をしている」(Tier1)との評価を得た。しかし、2020年、再びTier2へと格下げされた<sup>3</sup>。

TIP報告書は各国の取り組みを評価し、ランク付けをおこなうが、このランク付けは当該国の問題の大きさを示すものではない。あくまでも、パレルモ議定書で承認された「人身取引を根絶するための最低基準を満たす努力を各国政府がおこなっているかどうか」である<sup>4</sup>。日本は、人身取引に対する刑事的対応が消極的であること、また保護すべき対象である被害者を不法入国者として逮捕、強制送還する対応をとり、被害者の保護、被害回復・社会復帰支援が不十分であることが批判されてきた。

## 2 2020年米国務省人身取引報告書の概要

### (1) 人身取引

パレルモ議定書は、国際法においてはじめて人身取引の定義をおこなった。

---

2 国際組織犯罪防止条約締結を名目に、2017年6月15日に組織的犯罪処罰法を改正して「共謀罪」を導入した。条約および議定書は、2017年8月10日に効力が発生することとなった。

3 「米・人身売買報告書、日本を格下げ 技能実習・児童買春、対策『不十分』」(2020年6月27日付朝日新聞記事)。

4 U.S.Department of State, TRAFFICKING IN PERSONS REPORT 2020, p39

### 第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a) に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が (a) に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で子どもを獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a) に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいう。

このように、人身取引の構成要件を①目的、②行為、③手段を分けて定義する。人身取引の基本は、人を搾取する目的で、人の獲得行為等がおこなわれることである。搾取には、性的搾取<sup>5</sup>、労働搾取、臓器摘出が含まれる。暴力等の手段が用いられた場合には、たとえ被害者が搾取に同意していたとしても、人身取引に該当する。また、18歳未満の子どもの場合は、暴力等の手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。そして「自国の国内法において可能な範囲で」という留保付きながら、被害者の保護を締約国に義務付けた(6条)。こうして人身取引に適切に対処することが国際的な行動基準とされてきた。

---

5 なお、パレルモ議定書は売春行為をストレートに性的搾取とは見なしていない。制定過程において、売春の合法化という観点から、人身取引に性的搾取を含めることには異論があり、強制された人身取引に限定しようとする動きもあった。最終的に、議定書においては「他者の売春からの搾取」が盛り込まれた。

## 世界の法執行状況

	訴追数	うち労働 人身取引	有罪 判決数	うち労働 人身取引	保護された 被害者数	うち労働 人身取引	新法・ 改正法
2003年度	7,992		2,815				24
2004年度	6,885		3,025				39
2005年度	6,618		4,766				41
2006年度	5,808		3,160				21
2007年度	5,682	(490)	3,427	(326)			28
2008年度	5,212	(312)	2,983	(104)	30,961		26
2009年度	5,606	(432)	4,166	(335)	49,105		33
2010年度	6,017	(607)	3,619	(237)	33,113		17
2011年度	7,909	(456)	3,969	(278)	42,291	(15,205)	15
2012年度	7,705	(1,153)	4,746	(518)	46,570	(17,368)	21
2013年度	9,460	(1,199)	5,776	(470)	44,758	(10,603)	58
2014年度	10,051	(418)	4,443	(216)	44,462	(11,438)	20
2015年度	19,127	(857)	6,615	(456)	77,823	(14,262)	30
2016年度	14,939	(1,038)	9,072	(717)	68,453	(17,465)	25
2017年度	17,471	(869)	7,135	(332)	96,960	(23,906)	5
2018年度	11,096	(457)	7,481	(259)	85,613	(11,009)	5
2019年度	11,841	(1,024)	9,548	(498)	118,932	(13,875)	7

各年 TIP 報告書より作成

## (2) TIP 報告書

2000年 TVPA 法は、性および労働における人身取引の被害者を保護し、加害者を訴追し、米国内および海外の人身取引を防止することを目的としたはじめての包括的な連邦法である。名称が示すように、被害者を保護する姿勢を明確に打ち出し、人身取引の根絶に取り組むことを示した。こうした動きは、1990年代の世界の取り組みを背景にしている。1980年代、アジア諸国における「子ども買春」に対する国際的な NGO などの取り組みの結果、1996年の「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」(ストックホルム会議)において、「子どもの商業的性的搾取は子どもに対する強制と暴力の一形態であり、強制労働と現代の奴隷制に他ならない」と宣言され、各国において子ども買春や子どもポルノの法的規制がすすんだ。1994年か

ら米国務省は人権報告書（Human Rights Report）を公表し、各国の人権慣行への監視をはじめたが、このうち人身取引については、まさに女性や子どもの性的搾取に限定したものだ。グローバル化の進展により国際組織犯罪の暗躍が指摘され、その収益源とされる性的搾取だけでなく、強制労働に焦点があてられて、あらゆる形態の人身取引根絶へと広がりを見せたのは、人間の物体化（objectification）こそが「現代の奴隷制」であるという視点が共有されたからである。

TVPA 法は、人身取引に関する年次報告書の作成を義務付けており、米国務省は 2001 年から報告書を公表している。今年 6 月に発行された報告書は 20 冊目ということになる。初年度に 82 か国からスタートした各国評価は、2010 年から米国政府自身の評価も含むようになり、現在では 194 か国が評価の対象となっている。

TVPA 法にいう、人身取引を根絶するために、被害者の送出国、経由国、目的国である政府に適用される「最低基準」（Minimum Standards for the Elimination of Trafficking）とは以下のとおりである（TVPA 法 108 条（a）<sup>6</sup>）。

- 1) 政府は、深刻な形態の人身取引を禁止し、そのような行為を処罰すること。
- 2) 暴行、欺罔、強制力を伴う性的人身取引、または同意年齢に達しない子どもを被害者とする性的人身取引、レイプや誘拐を含む人身取引、または死を惹起する人身取引が実行されることを想定して、政府は、強制性交のような重大犯罪と同等の法定刑を規定すること。
- 3) 深刻な形態の人身取引が実行されることを想定して、政府は、抑止に相当する程度に厳格かつ犯罪の重大性を反映する程度に適度な法定刑を規定すること。
- 4) 政府は、深刻な形態の人身売買を根絶するために真剣かつ持続的な努力を払うこと。

---

6 Trafficking Victims Protection Act of 2000, Div. A of Pub. L. No. 106-386, § 108, as amended.

上記4)にいう深刻な形態の人身取引を根絶するためになすべき「真剣かつ持続的な努力」(serious and sustained efforts)は、下記の要素が考慮される(TVPA法108条(b))。

- 1) 政府が、自国の領土内で深刻な形態の人身取引の全部ないし一部が行われた場合、その行為を積極的に捜査し、訴追するかどうか。
- 2) 政府が、深刻な形態の人身取引被害者を保護し、本国に帰国させることが報復や困難に直面することが予期される場合はそれに代わる合法的解決策の規定をもつなど当該人身取引の捜査や訴追に立ち向かうために支援し、また人身取引に直結してなされた違法行為に対して不適切に収監、罰金、その他の罰則を科していないかどうか。
- 3) 政府が、深刻な形態の人身取引の原因と結果について、潜在的被害者を含む一般市民に情報提供や教育をおこなうなど、深刻な形態の人身取引を防止するための措置を講じているかどうか。
- 4) 政府が、深刻な形態の人身取引を捜査、訴追するために他国政府と協力しているかどうか。
- 5) 政府が、他の重大犯罪で訴追された者と実質的に同条件かつ同程度に、深刻な形態の人身取引加害者を管轄国に引き渡すかどうか。
- 6) 政府が、深刻な形態の人身取引の兆候について出入国を監視しているかどうか、および法執行機関はその兆候を、人身取引行為の積極的な捜査や訴追と整合的に対応するかどうか。被害者の人権保護と、自国を含むあらゆる国を出国または自国に戻るという国際的に承認された人権の保護と両立する必要もある。
- 7) 政府が、深刻な形態の人身取引に関与または助長する公務員を積極的に捜査、訴追し、そのような人身取引に関与しうる公務員に対してあらゆる適切な措置を講じているかどうか。
- 8) 深刻な形態の人身取引の被害者が自国民ではない割合が有意でないかどうか。
- 9) 政府が、効果的で透明性のあるパートナーシップ、協力協定、または下記の協定を締結しているかどうか。

## 人身取引に対する刑事的対応

- a) 国内の市民社会組織、民間部門の組織、または国際的 NGO との間の協定。あるいは人身取引を防止し、被害者を保護し、人身取引加害者を処罰するための政府の取り組みを支援するための多数国間または地域間協定。
  - b) 人身取引との闘いに協力して共通の目標と目的を設定するための米国間協定。
- 10) 政府が、上記 1) から 8) の基準を満たす努力をおこなっているかを組織的に監視しているかどうか、またそのような取り組みを定期的な評価して公開しているかどうか。
- 11) 政府が、深刻な形態の人身取引を根絶するために、前年の評価と比較してかなりの進歩を遂げているかどうか。
- 12) 政府が、下記の需要を減らすために真剣かつ持続的な努力をしているかどうか。
- a) 商業的性行為
  - b) 自国民による海外買春ツアーへの参加

「人身取引の深刻な形態」(severe forms of trafficking in persons) とは TVPA 法において以下のように定義される。

暴力、詐欺、または強制力 (coercion) によってもたらされた商業的性行為 (commercial sex act)、または 18 歳未満の子どもを商業的性行為の対象とする性的人身取引 (sex trafficking)。非自発的な、日払い、債務拘束 (debt bondage) または奴隷など支配下に置く目的で、暴力、詐欺、または強制力によって、労働または役務の提供のために人を募集、藏匿、輸送、引渡し、獲得すること。

この定義において、被害者を一定の場所から別の場所に物理的に移動させる必要はない。

被害者は、物理的に移動させられる必要はない。かつて人身取引 (Trafficking) の典型とされた物理的、強制的な移動は、現代の人身取引に

においては、潜在的被害者は多額の賃金や虚偽の労働条件に騙されたり、脆弱な立場に付け込まれたりして、自ら交通手段を利用して移動することが多い。行きついた先の雇用が搾取目的であれば人身取引を構成することを明確にした。

こうした基準に基づいて、評価がおこなわれる。評価の基準になるのは、「3Pパラダイム」、すなわち訴追(Prosecution)、保護(Protection)、予防(Prevention)における政府の取り組みについてである。

### (3) 2020年TIP報告書における日本の評価

日本政府は人身取引の根絶に対する最低基準を十分には満たしていないが、満たすための努力はしている、としてTier2に位置づけられた。その理由は、人身取引対策が持続性に欠けたものであること、また人身取引事犯の刑事対応が前年より減少していることがあげられている。特に、外国人技能実習制度について、労働搾取の可能性が指摘されているにもかかわらず、人身取引として立件していないことをあげている。また、法執行機関が、商業的性的搾取の対象となった子どもを、人身取引の被害者として認定せず、そのことによって保護サービスや司法解決を妨げた、としている。

#### 勸奨事項

- ・性的および労働目的の人身取引事案を積極的に捜査・訴追し、人身取引犯の刑事責任を厳格に問うこと。
- ・人身取引関連法を改正して、選択刑としての罰金刑を削除し、最高刑を4年以上の懲役刑に引き上げること。
- ・入国管理センターに収容されている者を含め、技能実習制度等日本の外国人労働者における強制労働被害者の認定、また被害者に対する保護サービスへの紹介にかかる手続について、関係省庁において統一化し実施すること。
- ・性的・労働目的の人身取引における男性被害者の認定に努力すること。
- ・人身取引被害者専用シェルター等、人身取引被害者のための専門的ケア

と支援のための資源を用意し、こうしたサービスを外国人被害者にも男性被害者にも利用可能なものとする<sup>7</sup>。

- ・技能実習改正法の施行措置を実施し、被害者認定にあたる外国人技能実習機構および出入国在留管理庁職員に対する研修、外国人技能実習機構とNGOとの連携の向上、技能実習計画承認に先立つ契約の審査、雇用主に対する監査、実習生に対し不当な手数料や代金を課す海外の募集機関との契約解除などを実施すること。
- ・希望に応じて、外国人労働者が雇用主や職場を変更できる公的仕組みを確立すること。
- ・被害者の認定手続において、被害者が適切に認定され、支援サービスを受けられるようにすること。また人身取引犯に強要されて実行した違法行為によって、拘束または強制送還されることがないようにすること。これらの被害者には、第三者の仲介なく商業的性的搾取を受けた子ども、技能実習制度における実習生、新たなビザ制度で日本に入国する移住労働者を含む。
- ・雇用主が、外国人労働者のパスポートや身分証明書を保管することを禁ずる法律を制定すること。
- ・移住労働者に課される募集費用や手数料の制度を是正し、債務にもとづく強要によって被害者になりやすい要因を軽減すること。
- ・機構や雇用主による「違約金」合意、パスポートの取り上げ、その他の慣行の禁止を強化すること。
- ・海外の子ども買春ツアーに参加する日本人の捜査、訴追、有罪判決、処罰を積極的におこなうこと。

---

7 たとえば、女性の被害者は全国の「婦人相談所」に保護されるが、男性を受け入れる公的なシェルターは存在しない。男性が被害者となる事件が起きたことから、熊本県では2010年、シェルターを運営する民間団体を助成する仕組みをつくった。（「売春や強制労働…人身取引 公費保護 男性被害者も 熊本県、制度見直しへ」2012年6月1日付西日本新聞記事）。

## 訴追

日本は、国際基準に合致する反人身取引法制を具えていない、と批判される。包括的な法がないために、売春防止法、子ども買春禁止法、児童福祉法、出入国管理法、職業安定法、労働基準法等の特別法を駆使して、性的・労働目的の人身取引に対処しているのが実態である。特に、職業安定法および労働基準法はいずれも、強制労働を犯罪とし、最長10年の懲役もしくは300万円以下の罰金を規定するが、実際にこれだけの刑が科されることはない。また、ほとんどが罰金刑を選択刑としており、性的人身取引とみなされたとしても、強制性交罪と見合うような量刑にはならない。

2019年には、57件の人身取引に関連して39人を検挙した。このうち、性的人身取引容疑で15人、強制労働容疑で5人が含まれる。32人が起訴され、17人に有罪判決が言い渡された。有罪判決のうち、実刑判決は3人のみで、1人は懲役10カ月、1人は懲役1年6月および罰金80万円、1人は懲役2年6月の判決である。実刑判決以外では、1人は50万円の罰金刑のみ、2人が罰金刑なしの執行猶予判決、3人が20万円から30万円の罰金刑および執行猶予判決を受けた<sup>8</sup>。法務省は、4人を訴追しないまま人身取引犯と「認定」して数字を追加した。また検察庁の統計には、出入国管理法違反ぼう助や子どもポルノの頒布など、標準的な人身取引の定義に当てはまらない犯罪が目立つ。

政府は、「子ども買春」事案の統計を公表せず、人身取引犯罪として公式に認定しないまま、数百件の「子ども買春」事案を処理している。2018年は700件以上、2017年は956件に及ぶ。「子ども買春」事案では、有罪判決であっても、特に初犯の場合、実刑ではなく罰金刑で済むことが多い。この寛大さが、この種の犯罪行為を許容しているともいえる。

警察庁は、技能実習制度違反の捜査を強化するよう通達を出し、技能実習機構と協力して情報を共有する仕組みを確立した。しかし、その実施状況について公表していない。技能実習機構による監査強化により、強制労

---

8 TIP報告書の数字は、報告期間中(前年7月頃～当年6月頃)の統計を使うものがあり、政府の統計と一致しないことがある。

働の実態が認められたにもかかわらず、技能実習制度に関して立件されたものはなかった。

技能実習機構は、2019年に、1万以上の技能実習実施者と2500近くの監理団体の実地検査を実施した。これらの実地検査により、機構は33件について告発した。しかし、労働目的の人身取引の事案として立件されたものはなかった。外国人被害者が含まれる強制労働の事案に対してハードルが高いのは、心理的抑圧の証拠が採用されず、物的証拠が要求されるためだとする見方もある。

## 保護

技能実習生や商業的性的搾取を受ける子どもを、人身取引の被害者として公式に認定しないなど、被害者を保護する政府の取り組みは不十分である。人身取引被害者に対する幅広い保護措置を講ずるとした2010年のマニュアルが存在するのみである<sup>9</sup>。

2019年には、47人の人身取引被害者を認定した。ホステスとして稼働することを強要された12人の女性・少女の被害者と、35人の性的人身取引の被害者である。

技能実習制度については、人身取引をうかがわせる証拠があるにもかかわらず、政府は、強制労働の被害者としてこれまで1人も認定していない。

他方、強制労働その他の過酷な労働環境から逃れてきた技能実習生は、逮捕され、強制送還される。労働契約の中には、日本で就労中に妊娠したり病気になった実習生を自動的に帰国させるといった違法な条項を含むものもあった<sup>10</sup>。政府は、技能実習生の強制離脱に関する全国的統計を公表し

9 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（2011年7月1日）。

10 法務省や厚生労働省などは、外国人技能実習生の女性が妊娠を理由に中絶や帰国を迫られるケースがあるとして、実習実施者および監理団体に対し、結婚や妊娠を理由に違法な解雇や不当な待遇をしないよう、注意喚起をおこなった。法務省入国管理局入国在留課・厚生労働省海外人材育成担当参事官室・外国人技能実習機構「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて（注意喚起）」（2019年3月11日）。

ていない。

政府は、「子ども買春」を性的人身取引の形態の1つであると認定し、必要な保護サービスを提供したと主張するが、2019年は関連するデータを公表していない(2018年は544人、2017年は654人、2016年は518人の子どもを被害者と認定)。しかし、商業的性的搾取と認定される子どもでありながら、人身取引の被害者として認定しない。

パレルモ議定書の基準に反して、第三者により仲介された性行為でない限り、子どもを性的人身取引被害者と見なしていない。さらに、13歳という極めて低い日本の性的同意年齢が、商業的性的搾取を受けた子どもを人身取引被害者として公的に認定することを妨げている可能性もある。警察は、性的人身取引の被害者である可能性のある子どもを、依然として非行少年として扱っている。被害者であるか否かの確認も、これらの事案の捜査も、特別な保護サービスを提供することなく、こうした子どもの素行をめぐって協議するのみである。

政府は、各都道府県に設立された、性暴力被害者のための「ワンストップ支援センター」への資金を増額したと主張するが、その利用に関するデータを公表していない。人身取引に特化したシェルターへの資金提供はおこなっていないが、婦人相談所と児童相談所に資金を提供している。ここは、人身取引被害者だけでなく、家庭内暴力等の被害者のためのシェルターを運営する。婦人相談所のシェルターは、食料やその他の生活必需品、精神的ケアおよび医療費を提供し、職員が同行すれば自由に外出することができる。しかし、こうした施設的环境や支援サービスは貧弱でかつ過度に制限されており、人身取引被害者に必要な専門的なケアを提供するには不十分であるともいわれる。

厚生労働省は、多言語による外国人労働者向けの一般的な相談ホットラインを設けているが、人身取引に特化したものではない。技能実習生からの1950件の電話相談を処理したが、人身取引の疑いのある事案がどれほどあったかは不明である。出入国在留管理庁も、同様のホットラインを運営したが、このホットラインを通しての人身取引被害者の認定はなかった。

警察庁も、民間団体を通して日本語によるホットラインを運営したが、受け付けた電話数の報告はなく、同ホットライン利用による人身取引事案の認定はなかった。政府は、国際機関を通じて、人身取引被害者にカウンセリング、一時避難、社会統合および帰国支援を提供する事業への資金提供をおこなっているが、2019年度は関連予算が大幅に削減された。この事業を通して、14人の外国人被害者が帰国支援を受けた。こうした支援サービスは存在するものの、国際機関およびNGOによると、合法的に日本に居住する被害者であれば受けることのできるその他の政府提供の社会支援サービスについて、ほとんどの外国人人身取引被害者は利用を制限されていたか、全く利用できない、という。言語通訳サービスの不備は、外国人被害者の保護にとって特に課題の1つである。

法律は、表向きには、人身取引被害者であれば、日本への入国拒否や日本からの強制送還から保護することになっているが、被害者となりやすい集団に対する審査が不十分であるために、人身取引犯に強要されて犯した出入国管理法違反やその他の違法行為を理由として、逮捕され、強制送還された者もいた。出身国へ帰国することに伴う影響を恐れる外国人被害者にとって、一時的、長期的、または定住の在留許可は有益である。不法残留となった5人の外国人人身取引被害者に、政府は「特別在留許可」を認め、7人の人身取引被害者に在留資格の変更を認めた。被害者は、人身取引犯に対して損害賠償を求める民事訴訟を起こす権利を有する。2018年には、元技能実習生が、賃金不払いとセクハラ行為に対して民事訴訟を起こした<sup>11</sup>。しかし、制度を悪用して技能実習生を雇用する監理団体や子会社の経営者たちは、民事責任や刑事責任を逃れるために、破産の申し立てや経営変更の申し立てを頻繁におこない、強制労働が罰されることはない。雇用主の中には、不当労働に対する賠償を求めさせないように、労働組合を脱退するよう実習生に圧力をかける者もいた。このため、賠償金の支払いを受けることは、実際にはほぼ不可能である。

---

11 「実習生残業代 支払い命令 制裁金含め199万円 中国人雇用の農家に 水戸地裁判決」 (2018年11月10日付西日本新聞記事)。

## 防止

人身取引防止のための取り組みは不十分である。被害を受ける危険の高い移住労働者に対して、人身取引を適切に防止しようとする政治的意思が欠如しているからである。政府は、第5次年次報告書の中で、2014年人身取引対策行動計画で宣言した目標と比較して、政府の施策の進捗状況を取りまとめた。オンライン、ラジオ番組、ポスター、パンフレットを通じた情報発信と、NGO、出入国在留管理庁、労働基準局、日本内外の外国公館へのリーフレット配布を通して、人身取引に対する啓発活動を行った。政府は、交通要所にポスターやパンフレットを配布して、海外での子ども買春旅行に参加した場合、訴追され得ることを警告した。また、多言語対応の緊急連絡ホットラインの電話番号を、地方の警察や出入国在留管理局で、またNGOを通して、あるいは送出国政府との協議の場で広告した。

2016年成立の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習制度改革法)」を施行している。これは、監督機構である外国人技能実習機構に対してより多くの人的・財政的資源を割り当て、技能実習制度の実施・監理団体および事業所への実地検査回数を増やし、実地検査時に労働違反が見つかった場合には是正勧告を引き続きおこなうことを内容とするものである。技能実習制度改革法は、生活環境、労働時間、その他の条件を記した実習計画を、厚生労働省が認定するよう義務付けており、2020年1月現在、30万件の計画を認可した。しかし当局は、送出国と受入機関の契約を確認したり、あるいはこれらの契約と実習生の実習計画を確認するための監督手続を十分に実施していない。その結果、内容には齟齬があり、多くの実習生が労働虐待の被害を受けやすい状態におかれている。技能実習機構は、2019年、1万か所以上の技能実習実施機関と2500か所の監理団体の実地検査を実施した。その結果、6800人近くの雇主の労働違反の発見につながり、約4200件の「是正指導」を行った。労働基準監督署も、9000カ所以上の技能実習の事業所の立入検査を実施したが、是正措置を行ったかどうかについて公表はしていない。

NGOは、特に技能実習生の数が増え続けるなか、外国人技能実習機構は、

職員数の不足により、強制労働などの人権侵害に対して十分に調査できないのではないかと懸念を示している。2019年に労働違反を理由として認定済みの実習計画が破棄された例はない。技能実習制度改革法は、表向きには、技能実習生が雇用主を変更できる権利を拡大したが、技能実習生が変更できることはまずない。技能実習生の中には、契約した職場での過酷な環境を逃げ出して、在留資格の条件違反となり、失業により人身取引の被害者となる危険が増す者もいた。技能実習制度の雇用主の中には、技能実習生に対して、辞めようとした場合、違約金を科す、強制送還する、家族に危害を加えると脅迫した者もいる。実習生の中には、雇用主による突然の契約変更や終了に対して、外国人技能実習機構と労働基準局に仲裁を求めても、何の反応も得られなかった報告する者もいる。

2018年、政府は、「特定技能」のビザ制度を導入した。これにより、5年間で新たに35万4000人の移住労働者が入国し、人材不足とされる建設、造船、介護その他10の産業分野で働くこととなる。この新制度により、技能実習生は現在のビザを新設のビザへと切り替えることができ、滞在期間の延長や同産業部門内での転職が可能となる。2019年、新ビザ制度内で強制労働の報告はなかったが、技能実習制度の脆弱性と同様、監督機能が欠けているため、強制労働等人権侵害の危険性は高いと指摘されている。法務省は、新ビザ制度で働く移住労働者に対して、最低賃金と同等以上の賃金を支払うことを雇用主に命ずる規定を定めた。しかし、同法は、営利目的の人材あっせん機関や個人が、免許要件のない「登録支援機関」となり、労働者を募集するブローカーと雇用主との間を有償で仲介することを可能としている。このような手数料は、新制度下で入国する移住労働者に対して、債務による強要の危険性となりうること、また政府が、労働者不足という理由で十分な予防策を講じてこなかったことが懸念されている。

政府は、海外における子どもの性的搾取に関与した日本人を訴追する裁判管轄権を有しており、2019年に久方ぶりにこの国外犯規定を適用した。10月、警察は、日本人の男を2017年のラオスにおける「子ども買春」容疑で逮捕したが、この事件は子どもポルノ容疑に切り替えられ、その後の

状況や結果に関する情報は公表されていない<sup>12</sup>。また、航空業界と協議会を新たに設置して、被害者認定と法執行機関への照会に関して、客室乗務員の研修をおこなうとされたが、その実施状況に関する情報は公表されていない。政府は、商業的性行為の需要削減に十分な努力をおこなっていない。また、いわゆるJKビジネスに関する啓発活動は、被害者を対象にしたもので、需要者側に向けられたものではない。

### 3 日本の人身取引対策

パレルモ議定書締結により、日本が負うことになる義務は以下のとおりとされた<sup>13</sup>。

- ①人身取引にかかる行為を犯罪として定めること。
- ②人身取引の被害者に対し、(イ) 私生活及び身元関係事項の保護、(ロ) 訴訟上の手続に関する情報の提供、(ハ) 適当な住居、カウンセリング、医学的援助等の提供等、被害者を保護するための措置をとること。
- ③人身取引の被害者の送還を容易にし、及び受け入れること。
- ④情報交換等の分野において国際協力を促進すること。
- ⑤人身取引を防止するために、国境管理の強化、旅行証明書の安全管理等の措置をとること。

---

12 子ども買春行為の国外犯適用については、2006年までに6件数えることができるが、起訴できることは稀である。2001年のケースでは2年6月の実刑判決(求刑4年)が言い渡され、2006年のケースでは懲役3年執行猶予4年(求刑3年)の有罪判決が言い渡された(それぞれ2002年6月21日付朝日新聞、2007年3月7日付朝日新聞記事を参照)。その後は2015年と2019年の本件があるが、子ども買春で逮捕されたものの、子どもポルノ製造容疑で起訴されている。

13 外務省「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の説明書」(2005年12月)。

こうして刑法が改正され<sup>14</sup>、入国管理は厳しくなり<sup>15</sup>、国際協力はすすんだ<sup>16</sup>が、日本国内に存在する人身取引の実態を正確に把握しようとする姿勢に欠けると批判されても仕方がない状況である。人身取引として計上される数字も、2019年の統計で検挙人員は39人、被害者も44人と、実態を反映したものとは言い難い<sup>17</sup>。前述したように、TIP報告書の評価は、問題が小さければ、人身取引の数が少なければよい、というものではない。実態を正確に把握し、加害者への刑事処罰と、被害者の認定と保護に対する積極的な取り組みこそが評価されるのである。

日本の対策について依然として不十分さが指摘され、さらに2020年開催予定であったオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて労働者不足が懸念される中で、「外国人材の活用」が課題とされた<sup>18</sup>。労働搾取についての批判が高まる中で、従来の取り組みの不備が指摘されたことから、2014年犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策推進会議」が設置されるとともに、「人身取引対策計画2014」が策定され、あらためて人身取引の課題に向き合わざるを得なくなった。また、ここにおいてようやく、年次報告書の作成が義務付けられた。以下では、この年次報告書をもとに、近年の取り組みの方向性について確認しておきたい。

---

14 施行後、人身売渡罪が適用された事例を紹介するものとして、宮地佐都季「内縁の外国人妻が、外国人少女を売春宿経営者に売り渡すに当たり、その情を知りながら、同少女を車で迎えに行き、自宅を同少女の売渡し場所として提供した被告人につき、同妻らとの人身売渡し罪（刑法226条の2第4項）の共同正犯が成立するとして処理した事例」研修704号（2006年）77-90頁。

15 法務省令の一部改正により、2005年3月15日から、事実上フィリピン人を対象としていた興行ビザの発給基準が厳格化された。

16 たとえば「タイ国人身取引被害者保護・自立支援プロジェクト」（2009～2014）、ミャンマー「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」（2012～2015）、ベトナム「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」（2012～2015）、「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（2015～2019）など、外務省はJICAを通じた支援事業を実施している。

17 たとえば韓国はTier1に位置づけられているが、2019年には395件を捜査し、90人を起訴した。保護を受けた被害者は6924人である。

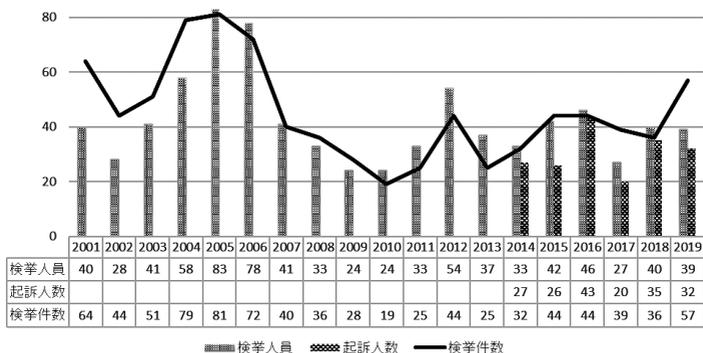
18 犯罪対策閣僚会議「人身取引対策行動計画2014」（2014年12月16日）。

## 訴追

2020年の人身取引年次報告<sup>19</sup>によれば、2019年に39人が検挙され、32人が起訴されている。主たる罪名の内訳は、児童福祉法違反が11人、わいせつ略取・誘拐罪が6人、職業安定法違反が4人、出入国管理法違反が3人、売春防止法違反が2人、恐喝・恐喝未遂罪2人、脅迫罪1人、詐欺罪1人、風営法違反1人、青少年保護条例違反1人となっている。

人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移は【図1】のとおりである。ここ5年間の検挙人員と起訴人員をみると、それぞれ2015年42人、26人、2016年で46人、43人、2017年27人、20人、2018年40人、35人、2019年39人、32人となっている。起訴罪名でもっとも多いのは、売春防止法違反または児童福祉法違反で、その他出入国管理及び難民認定法違反、職業安定法違反、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、労働基準法違反などであった。刑法犯では、強要罪、恐喝罪、暴行罪、傷害罪、監禁罪、強制わいせつ罪、営利誘拐罪などが適用されているが、立件数としては少ない。

【図1】 人身取引事犯の検挙・起訴状況



出典：人身取引年次報告書より作成<sup>20</sup>

19 人身取引推進会議「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」（2020年5月25日）。

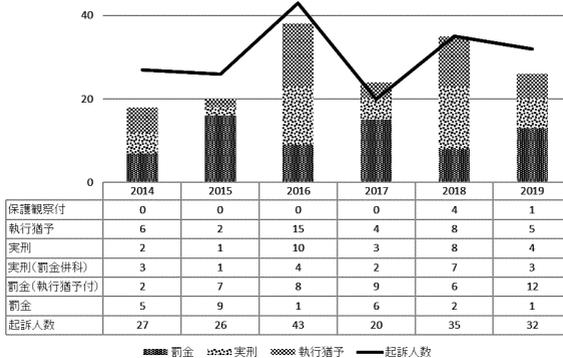
20 検挙人員は当年中、起訴人員は当年度の数字である。

## 人身取引に対する刑事的対応

人身売買罪（刑法226条の2）の適用については、2009年までの間に、49名が送検され、37名が起訴された<sup>21</sup>。そのうち、2008年に起きたマカオ出身の少女2名に対する人身取引のケースでは、3名に人身売買罪が適用され有罪判決が下ったが、売渡罪に問われた1名について控訴審で無罪判決が言い渡された（後述）。その後、適用はほとんどなく、2014年にフィリピン人女性2名に対するそれぞれ結婚目的、わいせつ目的の人身取引のケースで買受人2人と売渡人2名の4人に人身売買罪が適用された事例が見られるのみである<sup>22</sup>。

量刑については、[図2]のとおりである。この6年間で、実刑（罰金刑の併科を含む）は26.2%で、罰金刑（懲役刑の執行猶予の併科を含む）は37.2%、執行猶予（保護観察付を含む）は24.6%であった。実刑の事案は、強姦性交等致傷罪や強制わいせつ致傷罪、傷害致死罪など重大な結果を生じた事案が多い。TIP 報告書で指摘されるとおり、実刑判決は少なく、人身取引事犯について「寛大」とみられるゆえんである。

[図2] 起訴人数と裁判結果



出典：人身取引年次報告書より作成

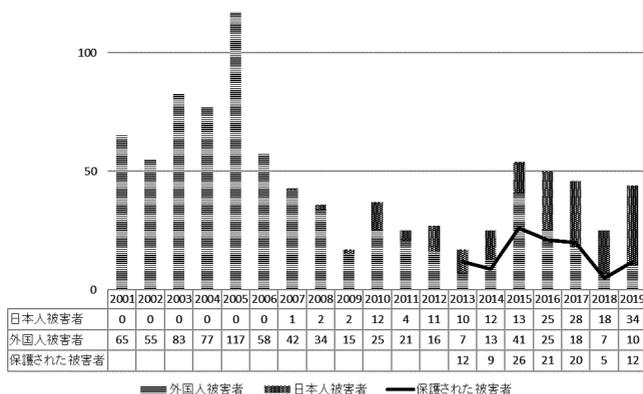
- 21 厚生労働省「2010年日本政府年次報告『強制労働に関する条約』（第29号）（2008年6月1日～2010年5月31日）」による。
- 22 売渡人2人に対しては、売渡罪（226条の2第4項）のみでなく、別の外国人女性に対する監禁罪が併合適用されている（2015年年次報告書）。この裁判例につき、内藤惣一郎「人身売買罪の成立が認められた事例—人身取引事案における『支配』の意義等について—」[東京地裁平成28.2.10判決] 研修838号（2018年）21-42頁がある。

## 保護

一般に、人身取引は潜在性の高い犯罪であり、その被害者の発見は容易ではない。そもそも強制的に輸送された、というケースは少なく、被害者において「自発的に」そのような事態におかれた、というケースが多いため、その「落ち度」ゆえに被害者が自発的に申告することはめったにないからである。被害を申告することで危険にさらされるだけでなく、被害者の中には、自身が被害を受けていること、保護されるべき立場にあることを認識していない人もいる。被害申告を促すだけでなく、人身取引の兆候を見逃さず、被害者が安心して保護される、ということについて被害者保護の施策について周知をはかる必要がある。

認定された被害者の数は【図3】のとおりである。2007年の統計から日本人の被害者を含むようになり、近年では多くを日本人が占める。これは外国人の被害者が減ったことを意味しない。国内の子ども買春等の事例を計上するようになり、日本人被害者が増加したものと考えられる。また「子ども買春」を性的人身取引の形態に含めるのであれば、TIP報告書がいうように、認定される被害者の数はもっと多くなるはずであろう。

【図3】 人身取引にかかる被害者数と保護された被害者数



出典：人身取引年次報告書および出入国在留管理庁「保護した人身取引の被害者数等について」より作成<sup>23</sup>。

23 保護された被害者は、法務省が被害者として保護（帰国支援を含む。）の手続を

人身取引被害者を適切に保護するために、次の点に着眼する必要がある、として、①被害者の安全確保、②被害者としての立場への配慮、③被害者の法的地位の安定、④被害者の滞在中長期化への配慮をあげる<sup>24</sup>。確かに、ブローカー等から身を守るために被害者の安全を確保し、二次的被害の防止・軽減等を図る必要があることはいうまでもない。しかし、人身取引案件については、被害者の違反行為が発覚したのち、人身取引が判明することも多い。「被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われ」ることが多いことが特徴である。被害者を人身取引の被害者としてみるのか、人身取引に付随する不法滞在等の「犯罪者」としてみるのは大きな違いがある。「犯罪者」の立場より、「被害者」としての保護を優先する観点を貫徹できるかどうか問われているといえよう。また、関係機関において、多くの人身取引被害者を保護するため、「被害者に該当する可能性がある者を認知した場合には、できるだけ幅広く保護を念頭に置いた措置を講ずること」が求められている。他方、「当初人身取引被害者に該当する可能性があると思われた者が後に該当しないと判明した場合においても」という留保がつく。被害者が保護されるのか否かが、「以後の捜査の状況を勘案」しながら決定されるのであれば、被害者は安心して申告できない、ということになりかねない。被害者の認定は、犯罪の立件と関係なくおこなわれるべきである。この点において、「人身取引被害の発生状況の把握・分析」として、出入国在留管理庁における各種手続等において、人身取引被害者又は加害者と認められた者の情報を「人身取引データベース」に登録し、それらの実態把握に努める<sup>25</sup>、という方向性は問題がある。

## 防止

被害の未然防止のため、①入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止、②在留管理の徹底を通じた人身取引の防止、③労働搾取を目的とした人身

---

執った外国人の数。

24 前掲「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」。

25 前掲「行動計画2014」。

取引の防止、④外国人材のさらなる活用に向けた新たな制度に係る取組、⑤人身取引の需要側に対する取組、があげられる<sup>26</sup>。

日本で現在問題になっているのは、特に労働事案における人身取引である。移民政策はとらないが人手はほしい、という思惑によって、外国人労働者は人ではなく、単なる労働力として見られている。特に懸念が寄せられる外国人技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案が発生している。実態が「技術移転により開発途上国における人材育成に貢献する」という制度目的から大きく乖離し、単純労働者の受入れ手段に利用されており「技術移転」という制度本来の目的を果たしていない、受入れ機関を特定した制度であるため、技能実習生は受入れ機関を離れば帰国せざるを得ず、このため技能実習生は事実上「受入れ機関の支配に従属する形」になっていることを指摘する声もある<sup>27</sup>。

日本で働く外国人技能実習生・研修生は、2007年の17万7000人から2019年には41万人に増加した。外国人技能実習生などから相談や通報を受けて、労働基準監督署が実習生が働く全国の事業所に立入調査を行った結果、7割を超える事業所で違法な時間外労働や残業代の未払いなどの違反が確認された<sup>28</sup>。違反があった事業所の数は統計を取り始めた2003年以降、最も多くなっている。過酷な労働環境で働く外国人技能実習生は、送り出しにかかる費用として多額の借金を負い、その返済のために、労災隠し、ハラスメント、パスポートの取り上げ等にあっても、脆弱な立場に置かれたまま、失踪したり、被害の申告ができない状況にある<sup>29</sup>。こうした実態と向き合い、人身取引を適切に防止しようとする「政治的意思」が求められ

26 同上。

27 第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」(2014年6月)。

28 厚生労働省「最近における外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況」(2020年10月9日)。

29 法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム調査・検討結果報告書」(2019年3月28日)によれば、2017年に失踪した技能実習生2870人を対象に実施した聞き取り調査では、ベトナムからの技能実習生については平均で約100万円、カンボジア、ミャンマーからの技能実習生については平均で65万円前後の金額を徴収されたと申告した。

ている。

#### 4 人身取引に対する刑法の適用

##### (1) 人身取引行為の処罰化

「議定書を締結するとともに、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪等の実情にかんがみ、この種の犯罪に対処するため、早急に、罰則を整備する必要がある」として刑法の改正が諮られ（諮問 71 号）、2005 年刑法改正で人身売買罪規定を新設した。刑法典のうち、224 条から 227 条が人身取引に関連する条文で、人身の売買および営利等の目的による略取罪を規定する。新設された 226 条の 2 は、人身売買罪の態様として、人の買受行為を「3 月以上 5 年以下の懲役」（1 項）に、対象が子どもの場合は「3 月以上 7 年以下の懲役」（2 項）に、目的が「営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的」の場合は「1 年以上 10 年以下の懲役」（3 項）に加重処罰する。人の売渡行為は、営利目的買受行為と同等の「1 年以上 10 年以下の懲役」に処罰する（4 項）。売渡行為に特段の目的要件は設けておらず、この点、売渡行為は「代金の取得を伴うことから、常に営利目的がある」と説明される<sup>30</sup>。成人の単純買受行為を刑事罰で対処することについては、パレルモ議定書でも要請されておらず、さらに略取誘拐罪（225 条）について、現行法上、営利、結婚及びわいせつ以外の目的で成人を略取誘拐することは不可罰とされていることとの均衡からすれば、刑法の謙抑性の観点からみて疑問が残る<sup>31</sup>。

いずれにしても、これらの創設・整備により、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為は全て犯罪となったとされる。すなわち、「他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取の目的」で「人を獲得すること」は、その目的に応じて、営利・わいせつ略取・誘拐（刑法 225 条）・営利・わいせつ人身買受け（同 226 条の 2 第 3 項）に、「人を輸送・引渡し・

30 法制審議会刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）部会第 1 回会議事録（2004 年 10 月 4 日）。

31 日本弁護士連合会「人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備に関する意見書」（2005 年 1 月 21 日）。

「蔵匿・収受すること」は営利・わいせつ被略取者等引渡し等(同227条3項)に、「強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属の目的」で「人を獲得すること」は、その目的に応じて、営利略取・誘拐(同225条)・営利人身買受け(同226条の2第3項)に、「人を輸送・引渡し・蔵匿・収受すること」は営利被略取者等引渡し等(同227条3項)に、「臓器の摘出の目的」で「人を獲得すること」は、その目的に応じて、生命身体加害略取・誘拐(同225条)・生命身体加害人身買受け(同226条の2第3項)に、「人を輸送・引渡し・蔵匿・収受すること」は生命身体加害被略取者等引渡し等(同227条3項)に該当するとされる<sup>32</sup>。「獲得する行為」は「1年以上10年以下の懲役」、「輸送・引渡し・蔵匿・収受する行為」は、「6月以上7年以下の懲役」である。

他方、子どもを性的搾取・隷属・臓器摘出の目的で、輸送・引渡し・蔵匿・収受する行為は、「児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的で、児童を支配下に置く行為」(児童福祉法34条1項9号)、または「他人に児童を引き渡す行為」(同7号)に該当する、とされる<sup>33</sup>。この法定刑は、「3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はその併科」である(同法60条2項)。

であれば、人身売買罪の新設によって対応可能な形態は、他者の売春から営利を得る目的、性的搾取の目的、労働の強要等により営利を得る目的または臓器摘出目的で人を買受ける行為しか念頭に置かれていないことがわかる。また子どもを対象にした人身取引に刑法を適用することが期待されていないのであれば、人身売買罪を新設した意味が問われる。

結局、「人身売買罪等を創設・整備」したとはいっても、実際の適用は、売春防止法や、職業安定法、労働基準法、風営法等であって、人身取引に刑罰的規制をかけることには限界がみられる。そうした限界を示したのが、人身売買罪(売渡行為)の適用につき、無罪が言い渡された事例である。問題とされたのは、被害者に対する「不当な支配」があったか否かであった。

32 前掲「行動計画2014」別添1。

33 同上。

## (2) 2010年7月13日東京高裁判決

事案の概要を見ておこう。当時17歳と18歳の被害者2名は、マカオの新聞で募集された「カラオケスナックのホステス」に応募し、来日を決意したが、予定された受け入れ先では雇用の予定がなく、雇用先が未定のまま来日することになった。ブローカーからそれぞれ渡航費を含め77万5000円、70万5000円の借金をして、2008年8月29日、中国マカオから日本に入国し、ビザ免除を利用した90日間の滞在許可を受けた。空港ではA（原審の相被告人）らが出迎え、被告人X（台湾籍・当時58歳）は、来日当日、Aの借家で被害者らと会った。その際、Xは、被害者らが雇用先が未定で、ブローカーに借金をして来日したことを聞き、その夜、被害者らを連れて、スナック経営者Qに1人5万円の手数料を合わせた合計158万円で引き渡すことを持ち掛けた。さらに別の飲食店経営者にも打診したがこちらには断られた。Xは、被害者らをAの借家に連れ帰って帰宅した。Aは被害者らを借家2階に寝かせ、ゴルフクラブ1本を持ち込んで1階で寝た。翌日Xは被害者らをQに引渡し、その後複数回に分けて合計158万円を受け取った。被害者らは、パスポートをQに預け、Q宅に住み込み、Qが逮捕されるまでの約10日間に、スナックに来た客を相手に、売春に従事した。被害者が母親にメールで助けを求めたことにより事件が発覚し、Qの逮捕につながった。この事実関係のもとで、この被害者らが入国して、Qに引き渡されるまでの1日間に、「不法な支配」があったか否かが争点とされた。

2009年4月30日千葉地裁は、「借家で監視し、支配下に置いていたのは明らか」として懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡した<sup>34</sup>が、Xの弁護人は、「本件において人身売買罪が成立するためには、売渡人とされる被告人やAらにおいて、自ら被害者らに対する不法な『支配』を確立し、その上で、

---

34 判例集未登載。概要は「職安法違反 マカオから千葉、売春で少女売買 台湾籍の容疑者逮捕」（2008年10月23日毎日新聞記事）、「人身売買 逆転無罪 東京高裁控訴審判決 『支配下状態』認めず」（2010年8月14日付西日本新聞記事（共同配信））による。Xと同様、売渡罪に問われたAについては控訴せず、地裁判決が確定した。

その不法な『支配』を買受人であるQに移転することが必要であり、その『支配』の有無は、場所的移動の有無やその程度、自由拘束の程度やその時間の長短、対象者の年齢、犯行場所の情況、犯行の手段・方法等あらゆる要素を総合考慮して決定されるものであるところ、被告人らが被害者に対する不法な『支配』を確立していたという点や、この点に関する被告人とAとの間の共謀の存在についての検察官の立証は不十分である」と主張して控訴した。これに対して、検察官は、「もともと被害者らが、マカオで、ブローカーから一人当たり80万円近くの借金を負わされ、これを日本で売春婦などとして稼働して返済することを強いられることにより、自由を奪われていたことからすると、被害者らは、被告人らにパスポートを取り上げられていなくても、自由に行動できる状態ではなく、被告人らの下を離脱することなどできなかつたと考えられ、このような被害者らの事情は、被告人らも認識していたことは明らかであるから、被告人らの被害者らに対する『支配』は肯定し得る」と反論した。

2010年7月13日、東京高裁は破棄自判して無罪を言い渡した(確定)<sup>35</sup>。いわく、(1)人身売買罪にいう「人を売り渡した」(刑法226条の2第4項)とは、対価を得て現実に人身に対する不法な「支配」を買受人に引き渡すことをいうのであるから、まずもって、被害者を売り渡す側において、被害者を自己の支配下に置くことが必要である。そして、被害者を自己の支配下に置いたといえるためには、必ずしも被害者の自由を完全に拘束することまでは必要ないものの、被害者に対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせることを要するところ、その「支配」の有無については、弁護人の所論指摘の諸要素を総合考慮して決定されるべきものと解される。(2) Aの一連の行為が、被害者らの心理にどのような影響を与えていたか

35 本判例を紹介するものとして、穴澤太市「人身売買罪(刑法226条の2第4項)の要件である被害者に対する「支配」があったとは言えないとされた事例[東京高判平成22.7.13]」研修748号(2010年)91-96頁、評釈として、森山亜美「人身売買罪につき、被害者に対する『支配』の有無が争われた事例」中京法学53巻3・4号(2019年)189-204頁。

を具体的にみてみると、例えば、Aが本件借家にゴルフクラブを持ち込んでいたことについては、そのゴルフクラブをことさら被害者らに示したことはなかったばかりか、Aがゴルフクラブを本件借家に持ち込んでいることを被害者らが認識していたと認めるに足りる証拠もないのであるから、Aが、このゴルフクラブで、逃げたりしないように被害者らを威圧し、あるいは、威圧しようとしたとまで認めることはできない。のみならず、被害者らは、本件借家に居た折には、勝手に冷蔵庫を開けてビールを飲んだり、Aにたばこをねだったり、同人から国際電話のプリペイドカードを分けてもらい、自由に本国に国際電話をかけたたりするなど、かなり気ままに振舞っていたほか、中国語の分からないAとも、片言の英語で和気あいあいと会話をしていたこともうかがわれるのであり、その間、同人が、被害者らのパスポートや携帯電話等の所持品を取り上げたり、被害者らに対し、Aの下を勝手に離脱させないために、物理的又は心理的な圧力を加えるような言動に及んだといった状況も、格別見当たらない。

(3) Xらの被害者らに対する対応についても、被害者らをQに引き渡すまでの間、Aと同様、被害者らのパスポートや所持品を取り上げたり、被害者らに対し、Xらの下を勝手に離脱させないために、物理的又は心理的な圧力を加えるような言動に及んだといった状況も、格別見当たらない。

(4) 以上要するに、XやAらが行った行為と、被害者らが感じ取っていたところやその心理状態の両面から検討してみても、XやAらが、8月29日の午後に被害者らを成田国際空港に迎えてから、翌30日の午後8時過ぎころに被害者らをQに引き渡すまでの間、被害者らを自動車に乗せたり、本件借家に泊めたりしたことや、Qに被害者らを引き渡し、Qから158万円を受け取ったことは認められるものの、その間、Xらが、被害者らに対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者らを置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせて、被害者らを支配下に置いたと認定するに当たっては、これを基礎付ける事情に乏しいだけでなく、かえって、これに疑いを抱かせる諸事情すら存するといわざるを得ない。

(5) 被害者らの各供述によれば、被害者らは、自らの選択により日本におこなって働くことに決め、上記の借金については、被害者らなりに働いて返すことができるとの目算の下に(その当否についてはともかく)、日本に着くまで特に動静を監視されたりすることもなく、二人で日本にやって来たと考えるほかはなく、結局、被害者らは、日本に来るに当たって多額の借金を負っていたにしても、ブローカーから、そのことを口実に上記のような心理的な圧力を加えられていたものと認めることは困難である。

さらに、被害者らが、いずれも年少で、初めて来日したため地理に不案内であり、日本語を話すこともできないことなどから、日本においては、Xらを頼らざるを得ない状況にあったことは、検察官の所論指摘のとおりであるが、被害者らがそうした状況にあり、かつ、Xらがそのことを認識していたからといって、直ちに、被害者らがXらの下を離脱することができなかつたと認められるものではなく、まして、被害者らの身柄の移転があったと認定できる場合には、原則として、被害者らに対する「支配」があったと認められるものでもなく、要するに、「支配」の有無を判断するに当たっては、Xらが行った行為や被害者らの心理状態等について具体的に検討する必要があるというべきであり、したがって、検察官の所論は、採用することができない。

以上のように判示して、被告人らが、被害者らに対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者らを置き、自己の影響下から離脱することを困難にしたとは認定できない、として無罪を言い渡したのであった。

### (3) 売渡罪における「不法な支配」

人身売買罪における「売買」という文言は「比喩的な表現<sup>36)</sup>」に過ぎず、人身売買罪の成否は、不法な支配の設定、対象者の身柄の移転、買受人と

---

36 川端博参考人発言。第162回国会参議院法務委員会第13号会議録(2005年4月19日)。

売渡人との間の対価の授受が必要であり<sup>37</sup>、特に民法的な「売買」概念によるならば、たとえばプロ野球選手の金銭トレード等の事例を排除できないため、「不法な支配」の概念こそが重要なのだとされる。

では、被害者がその売買について同意している場合、たとえば家族を貧困から救うために、娘（成人）が売春をして金銭を稼ぐことを希望して、親に対価が支払われるような場合はどうか。この点、「売る側については、それが正当なものであれ不当なものであれ、既に被害者を支配する状態にある。そのような人を支配する状態にある者に対して、買おうとする者が金銭その他の利益の授受の手段を用いて自らその不法な支配を得る、こういう関係でございまして、自由かつ真摯な同意ではあり得ないという前提になっているわけです」「最終的に支配を取得した人間が目的とするところを実現するということが、自由かつ真摯な同意によるものであるということは、通常事実認定の問題として考えられない<sup>38</sup>」と説明される。つまり、上記の例では、「親からブローカー等への対価を伴う不法な支配の移転がなされたものとして、人身売買罪の成立が認められる可能性が大きい<sup>39</sup>」とされる。

であれば、人身売買罪は「人身取引」に対応する概念へと修正するか、「売買」の用語を限定して規定すべきであったであろう。日弁連は、「売買」という用語に代えて、「金銭若しくは利益を与えて、人に対する不法な支配の移転を受けた者」、「金銭若しくは利益を得て、人に対する不法な支配を移転した者」との文言を提案したが、「今この『売買』という言葉を更に『支配』という言葉に置き換える、そういう立法アクションを起こしたということによって、余計狭く理解されるというおそれ」があるとして否定された<sup>40</sup>。「支配」というと、抗拒不能のような抵抗要件と考えられ、人身取引の問題

37 前掲法制審議会部会第3回会議議事録。立案担当者の解説として、久木元伸ほか「『刑法等の一部を改正する法律』について」法曹時報57巻11号（2005年）48頁。

38 前掲法制審議会部会第1回会議議事録。

39 前掲法制審議会部会第3回会議議事録。

40 法制審議会刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）部会第4回会議議事録（2004年12月20日）。

に対処するには狭すぎるといっているのである。

しかし、高裁判決は、被害者らは自らの意思で日本で働くことを選択したのだから心理的な圧力を加えられていたとは認められない、連れて行かれた借家でビールを勝手に飲んだり、自由に国際電話をかけたりするなど気ままに振る舞っていたのだから、物理的または心理的な影響を及ぼしていたとは認められない、とした。身柄の移転と金銭の授受があっただけでは、被害者らに対する「支配」があったと認められるわけではなく、「必ずしも被害者の自由を完全に拘束することまでは必要ないものの、被害者に対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせることを要する」として、人身売買(売渡)罪の成立を認めなかった。被害者らに対する「物理的又は心理的な圧力」がなかったのは、被害者らが「自発的に」その状況に応じていたから、威圧する必要がなかったからである。売春行為に従事する可能性を認識していたとしても、それは「自由かつ真摯な同意」と同視し得るものではない。引渡しの時点では不法滞在となっていないこと、被害者が自由に国際電話をかけられることをもって、脆弱性が非常に高いとまではいえず、「中国側から勝手に被害者らを送ってきたことから、被害者らのために稼働先を探したに止まることの方がわかれること、被告人らが本件に加担したことにより報酬等の利益を得た形跡もないことなどから、被害者らをその影響下に置く強い意思を認めがたく、実際に積極的に強く物理的、心理的な影響を及ぼす行為も認められない」として本判決を理解するものもある<sup>41</sup>。しかし、刑法の人身売買罪がパレルモ議定書を担保するものであるとすれば、その解釈を誤ったものと理解せざるを得ないであろう。

結局、刑法制定当時の奴隷売買処罰を目的とした「人身売買」(旧・国外移送目的人身売買罪(旧226条2項))の文言を温存したまま、「買い受け」「売り渡し」という規定を新設しただけでは、「現代の奴隷制」に対応することはできなかった、ということであろう。たしかに226条の2第4項は、買受行為の相対行為を対向犯として処罰するもので、第1項の単純買受行為

41 前掲内藤「人身売買罪の成立が認められた事例」36-37頁。

を含むことを考えればやや広きにすぎ、また人身取引を根絶するためであれば立証程度を緩和してもよい、というわけにはいかない。特に、売渡行為の目的規定をおいておらず、代金取得をもって「営利目的」というのは拡大解釈をうむおそれがある。その意味では、刑法の謙抑性や適正手続という観点から、処罰できない行為があることもやむを得ないであろう。しかし、パレルモ議定書、さらにその本体の国際組織犯罪防止条約の締結を理由とした「立法アクション」に過ぎなかった、と評価するほかない。

## おわりに

身柄の移転と金銭の授受のみで人身売買罪の成否が判断され、「不法な支配」の有無が判断要素とされなければ、不合理な結論が導かれる、と批判する見方もあろう。たとえばプロ野球の金銭トレード、農村における国際結婚、養子縁組、技能実習制度等のケースを排除することができない、というのである。この点、米国は「人身取引加害者は、商業的性産業だけでなく、合法・非合法を問わずあらゆる産業部門で強制労働に従事させようとする。だからこそ、合法的資格の有無にかかわらず、米国に入国するすべての人を人身取引の被害者であるとひとまず認定すべき」という姿勢を示す<sup>42</sup>。つまり、すべてのケースを潜在的被害者とみて、合法のケースを外していく、という方法である。日本では、強制的に取引されたことを立証できるケースのみを違法と認定しようとする。これでは、潜在的なケースを表面化させることはできないし、被害者が被害者であるかないか、さらには保護すべき被害者の選別につながり、人身取引の根絶にはつながらない。

同じことは、性犯罪規定の改正議論でもみられた。性犯罪の認定が厳格に過ぎるとして、刑法規定から暴行脅迫の要件を撤廃しようという見解について、「強姦罪等の性犯罪が被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪」であることの認識は共有されたにもかかわらず、「被害者の意思に反するこ

---

42 TRAFFICKING IN PERSONS REPORT 2020, p523

とを間違いなく確信することができないような事例を強姦として処罰することになる<sup>43</sup>』として犯罪の成立を被害者の意思にゆだねることには反対されたからである。しかし、同意がなければ法益侵害が発生しており、法益侵害が発生している限り同意は存在しないことをあらためて確認しておきたい。

2005年、外務省は「地球規模問題に関する意識調査」を実施した<sup>44</sup>。国民の9割近くが日本における人身取引問題について問題があると感じている一方、「タイやフィリピンなどの女性が被害者となるなど、日本における人身取引問題が内外から指摘されていますが、実際のどの程度深刻だと思いますか」との質問について、「かなり」「相当に」深刻と回答した人は61.9%に過ぎない。問題であることは聞いたことはあるが、現実に体験を見聞きする機会は少ないので肌感覚としては実感に乏しいというところだろうか。たとえばある裁判員裁判では、タイ国籍のカップルが知人から頼まれた荷物を日本に運んだところ、覚せい剤が隠匿されていたことから、覚せい剤取締法違反で起訴された事案で、被告人兩名に違法薬物についての認識があったと認めることには合理的な疑いが残るとして、被告人兩名に対し無罪が言い渡された事例がある<sup>45</sup>。違法薬物を運ばされるのではないかと母親から忠告されていたのだが、その忠告が「人身売買といった明らかに現実離れしていると感じられる」ものであったために、被告人はその忠告を「単なる杞憂と聞き流した」可能性がある、というのである。タイ人カップルにとっても、裁判員にとっても、人身取引の危険は想像も及ばなかったに違いない。

前述の意識調査によれば、人身取引対策で政府が力を入れて取り組むべき点について、「取締りの強化」が55.5%、「在留資格、及びビザ審査の厳格化を含めた出入国管理の強化」が48.2%に対して、「シェルター（駆け込み

---

43 性犯罪の罰則に関する検討会「『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書」(2015年8月6日)。

44 外務省「世論動向調査(地球規模問題に関する意識調査)」(2005年5月11日)。

45 千葉地方裁判所平成27年(わ)第1162号平成28年5月19判決、判例タイムズ1430号240頁。

寺)の整備等の被害者保護」は17.5%に過ぎない。つまり、被害者保護よりも、水際防止や治安の観点から人身取引問題がとらえられているといえよう。2017年9月に実施された内閣府「治安に関する世論調査」では「日本は安全・安心な国か」の問いに80.3%が「そう思う」との回答であった。これまでの世論調査では、「そう思わない」と回答する割合が高く、「治安が悪くなった」と回答した人に対して、「治安が悪くなったと思う原因」を尋ねている。「来日外国人による犯罪が増えたから」と回答した人は、28.2% (2012年7月調査)、55.1% (2006年12月調査)、54.4% (2004年7月調査、この調査の回答は「外国人の不法滞在が増えたから」)にのぼっている。おそらく人身取引の被害発生メカニズムについて、日本国内で違反行為を犯さざるを得なかったり、不法滞在に陥ったりするのは、利欲目的あるいは違反目的で入国した本人に責任があるという、被害者の自己責任に帰す見方が強いためではないだろうか。こうして被害者は被害者としてではなく、犯罪者、日本に滞在すべきでない者としてとらえられる。人身取引を根絶するためには、人身取引の規制にもまして、被害者に対する保護が十全におこなわれなければならない。交通、情報の発展、経済のグローバル化により、国境を越える人の移動は増加し、人々を脆弱にする要因はますます拡大する。人身取引の兆候について知り、被害者が安心して救済を求められる環境を整える必要がある。被害者を保護し、支援を強化することこそが、人身取引の予防につながる、という意識啓発とそのための対応が求められる。